

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	青垣町東芦田	平成 30 年 11 月	令和 4 年 7 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	97.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	— ha
(備考)・水稻・小豆を中心に栽培する。・獣害に強い集落営農を目指し獣害対策講習会の実施を行い意識の向上に努める。	アンケート回答割合 (②/①) 実質化済のため不要 %

#### 2. 対象地区の課題

・高齢化とその後継者がいない為、委託希望者が増えている一方で受託出来る農業者が減少しつつある。その結果保全管理の農地が増えているが、その維持管理が困難になっている。
--

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・担い手に集約化する。農業経営を維持できる農業者は、可能な限り農業経営を継続する。
・農業をリタイアする者は、担い手に貸し付ける。担い手は分散錯圃を解消するため、利用権の交換を行い農作業の効率化を図る。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	34 経営体
----	-------	--------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・集落内における新規就農者の掘り起こしを行なう。
・保有米の地域内における全量確保の仕組みを検討する。